

生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会

平成20年1月28日

CIO を中心とする電子市役所の推進について

- 1 電子市役所推進計画の概要…………… 1
- 2 電子市役所推進計画の主な取組の進捗状況…… 2
- 3 全庁的な推進体制の概要…………… 3
- 4 全庁的な推進体制における今後の取組…………… 5

行政運営調整局

1 電子市役所推進計画の概要

(1) これまでの経緯

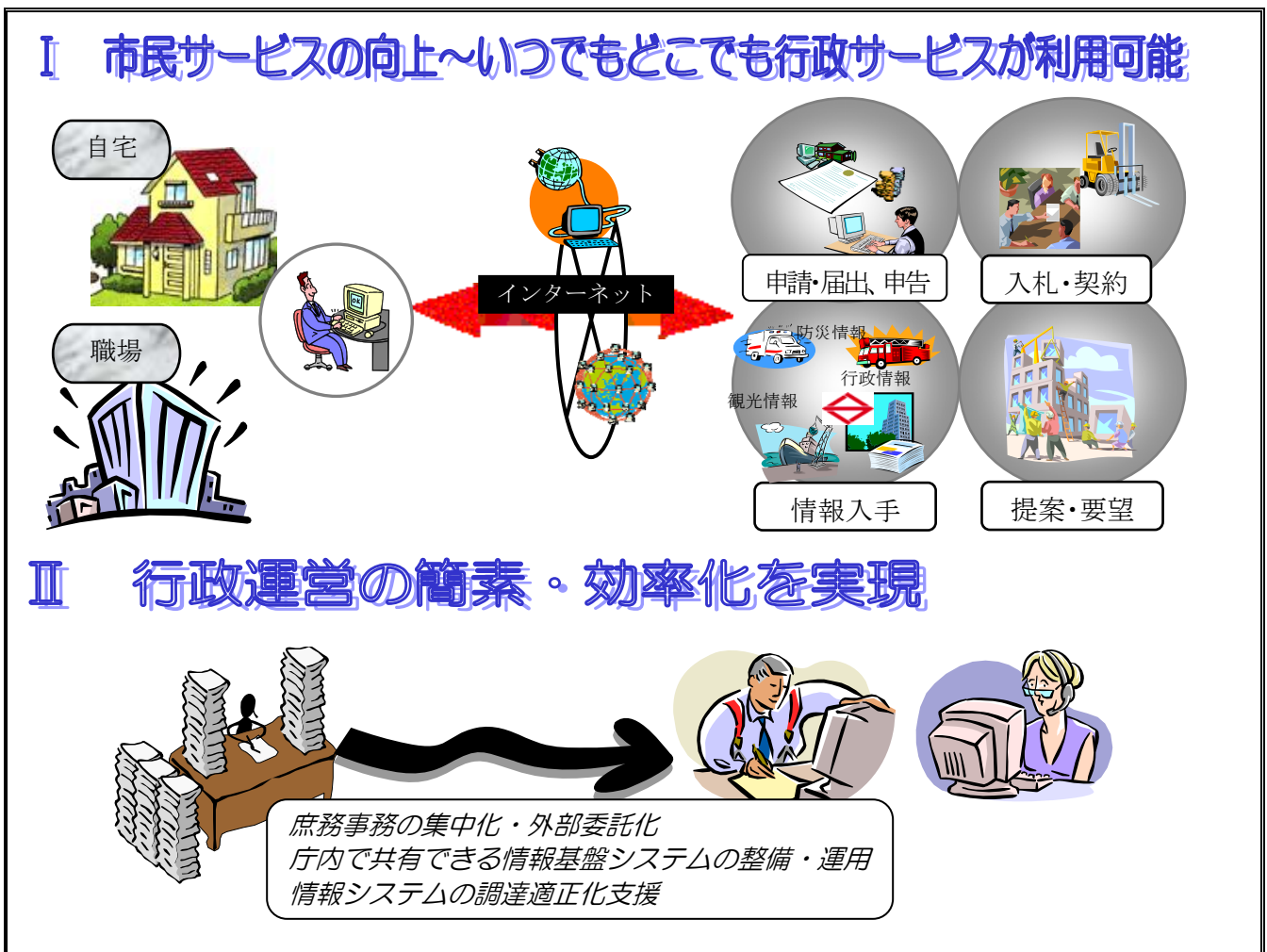
横浜市では、平成15年3月に「電子市役所計画」を策定し、平成18年12月には、前計画の検証を踏まえ、新しい「電子市役所推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、インターネットを活用した手続きの電子化など市民サービス向上や、庁内の各部署で分散して行われている庶務事務の集中化など行政運営の簡素・効率化に向けて取り組んでいます。(計画期間：平成18年度～22年度の5か年)

(2) 電子市役所を推進する上での視点

- 視点① 市民が市政に参画し、市民と行政が協働する、**市民の視点に立った行政の実現**
- 視点② 市民の負担が軽減され、**市民が便利だと実感できる行政サービスの実現**
- 視点③ 既存の制度・手法にとらわれない**簡素で効率的な行政運営の実現**
- 視点④ 情報資産を無駄なく最大限に活用し、**適切な費用対効果（コストパフォーマンス）を実現**

(3) 電子市役所の実現イメージ



2 電子市役所推進計画の主な取組の進捗状況

(1) 申請・届出手続の電子化の拡充

電子申請・届出システムについて、利用者の利便性等において効果が見込まれる手続を基本に、引き続き電子化し、順次サービスを拡大します。

(既に電子化している手続の例：横浜市職員採用試験受験申込)

これまでの 87 手続に加えて、新たに 21 手続の電子化に向けた開発を進めています。また、講座やイベントの申込などが簡単にできる機能（簡易申請）を追加し、20 年 1 月から試験的に区局のイベント申込受付を開始しました。（2 月本格稼働予定）

(2) 地方税の申告手続等の電子化の拡充

現行 2 税目（法人市民税・固定資産税（償却資産））の申告手続に加え、個人住民税に関する手続等にも拡大のうえ、本格運用を行い、電子申告利用率の拡大を図ります。

20 年 1 月に、個人住民税の給与支払報告書の提出手続及び事業所税の申告手続について対象を拡大しました。

(3) 庶務事務集中化・外部委託化

各部署で分散して行われている庶務事務について、事務処理の流れを見直し、IT を活用して集中化を図るとともに、外部委託化を推進します。（対象範囲を二段階に分けて実施）

○第一段階：出勤、超過勤務、休暇などの「勤務関係事務」や「出張関係事務」など

○第二段階：「給与手当等関係事務」や「福利厚生等関係事務」など

第一段階の事務について、19 年 11 月から本格運用を開始し、対象部署を順次拡大していきます。また、第二段階の事務について、20 年 4 月からの段階的な開始を目指し、システム開発等を進めています。

(4) 情報システムの推進体制の整備

本市における IT 化を推進するため、最高情報統括責任者（CIO(*)）の設置など全庁的な推進体制を整備し、効率的・効果的な行政運営及び電子市役所の着実な推進を図ります。

19 年 9 月に、電子市役所の推進を所管する副市長を CIO とし、CIO を中心とする全庁的な推進体制を整備しました。

* C I O : 企業内の情報システムや情報の共有を統括する担当役員。(Chief Information Officer の略)

3 全庁的な推進体制の概要

(1) 推進体制整備の目的

本市では、これまで様々なシステムを整備してきましたが、これらの情報資産を無駄なく最大限に活用し、適切な費用対効果を実現するとともに、市民サービスのさらなる向上を図る必要があります。

これらを実現するために、総合的な調整力を持つC I Oを中心に、I T化推進本部を設置し、組織の壁を超えた検討・取組みにより、電子市役所をはじめ、本市のI T化を確実に効果的に推進していきます。

(2) I T化推進本部の機能と役割

I T化推進本部	統括的な意思決定機関（電子市役所推進計画の推進母体）として電子市役所推進計画のほか、本市のI T化の推進を図ります。
C I O（本部長）	本部の事務を統括するとともにI T化施策の推進に係る総合的な調整等を行います。
C I O補佐監	計画の推進に係る問題点の抽出や課題解決の方向性について、助言を行い、C I Oを補佐します。
個別課題検討委員会	I T化推進本部の決定に基づき、重要な個別課題などについて具体的な検討・調査を行います（課長・係長中心）。
外部アドバイザー	上記の個別課題検討委員会の検討などの際に、情報関連の知識・技術に関する助言を行います。

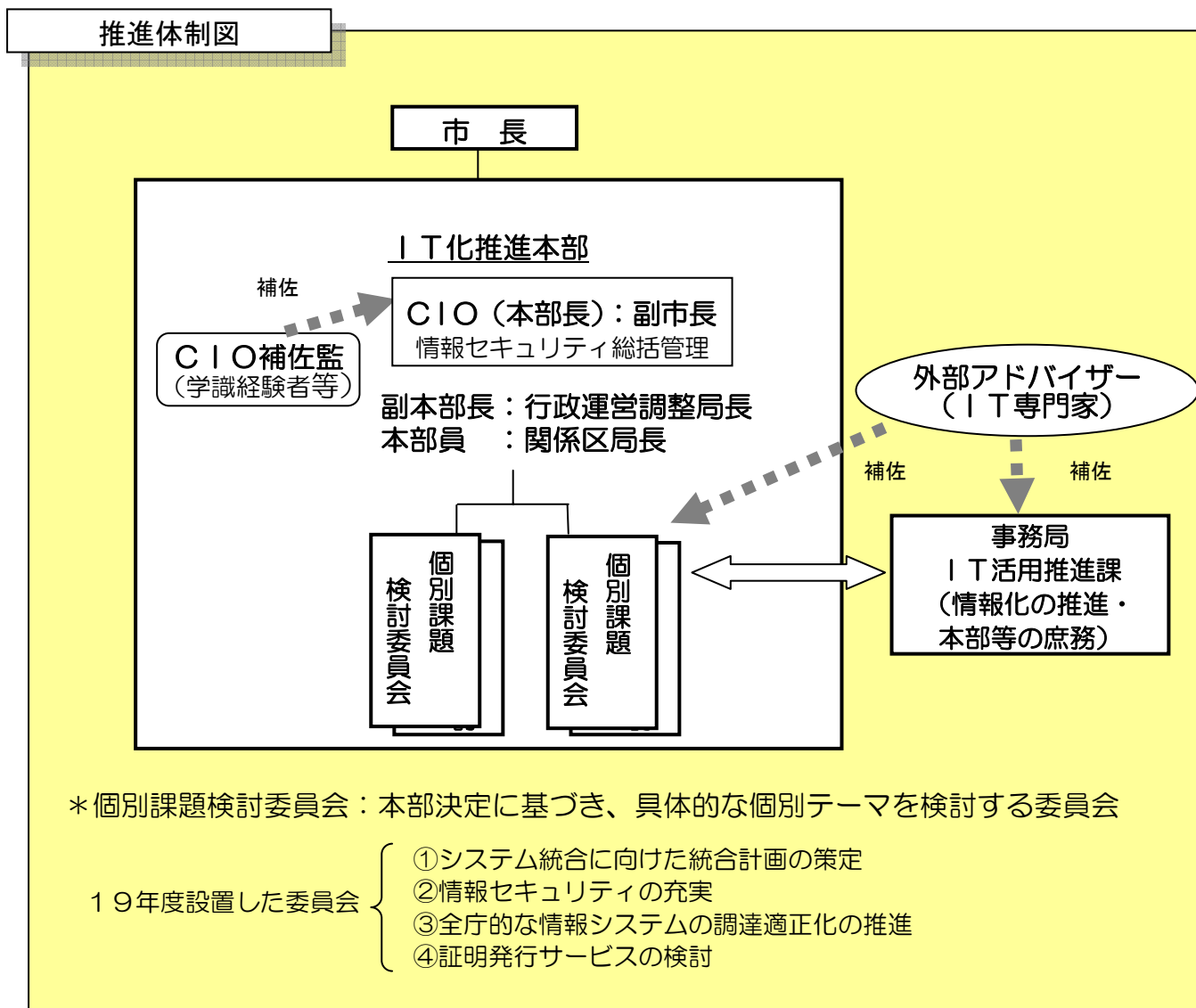
(3) I T化推進本部メンバー

電子市役所の推進を所管する副市長（C I O）を本部長とし、I T専門知識・技術を持った外部の有識者であるC I O補佐監のほか、「電子市役所推進計画」に関連の深い業務を所管する区局長8名の、計10名で構成しています。

(4) 体制整備のねらい

- ア C I Oをトップとする組織体制としたことによる、組織の壁を超えた全庁的総合調整機能の強化
- イ C I O及びC I O補佐監と関係区局長を加えた本部構成としたことによるI T施策実現のスピードアップ
- ウ C I O補佐監の外部登用等による、日々進化する最新の I T技術・情報の活用 等

<参考>



4 全庁的な推進体制における今後の取組

C I Oをトップとする全庁的な推進体制のもとで、I T利用が政策目標達成の手段として組織的に十分に機能することや、各部署にまたがる様々な課題についても早期かつ十分な解決を図るためには、I T化推進本部が総合調整機能を十分に発揮することが重要です。そこで、今後I T化推進本部では、次の取組を進めていきます。

(1) 全体最適化の推進

庁内情報システムの状況について詳細に調査し、情報資産を一元的に把握するとともに、システムの重複部分の排除や統合など、庁内の情報資産を活用するための「全体最適化指針」を策定し、システムの最適化を進めます。

(2) I T化部門の機能強化

情報担当部門と業務担当部門の協力体制の充実など、より効率的・効果的なシステム開発・運用体制を整備するとともに、I T人材の確保及び適材適所の配置について検討を行います。

また、業務マニュアルの見直しや研修の実施など、システム関連部署職員の知識・スキルの維持を図るとともに、システム活用能力、業務管理能力等の向上を図ります。

(3) 情報セキュリティの充実・強化

利用者の利便性とシステム運用における安全性の両立を考慮しながら、セキュリティの充実・強化を目指します。

この取組については、19 年末に、全局区の各部署における、パソコン、USB メモリ(*)等情報機器の自主点検を実施しています。

*USB メモリ : USB コネクタに接続して使用する持ち歩き可能なフラッシュメモリ。フロッピーディスクに替わる手軽なメディアとして注目されている。

(4) 全庁的な情報システムの調達適正化の推進

システム化の企画段階から、I T化推進本部を始めとするI T部門が関わり、その有効性・事業化の方向性を検討し、予算化の可否や優劣を助言するとともに、システムの調達についても、適正化を図る仕組みを検討します。

(5) その他

各業務所管課にまたがる横断的な課題について、早期かつ的確な解決を図ることを目指します。本年度、市民の利便性の向上を図るため、I Tを活用した証明発行サービスの検討に着手したところです。